

青森県報

第四千二百二十号

平成二十八年
三月九日
(水曜日)

目 次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高年齢福祉課) …… 一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………	(同) …… 二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………	(障害福祉課) …… 二
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………	(同) …… 三
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
公 告	
農地を利用する権利の設定の裁定申請……………	(構造政策課) …… 四
土地立入の通知……………	(監理課) …… 五
出先機関	
土地改良区の役員就任及び退任……………	(中南地域民局) …… 五
雑 報	
平成二十八年年度調理師試験の実施について……………	(保健衛生課) …… 六

告 示

青森県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	届出の年月日	廃止の年月日
医療法人 泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	通所リハビリテーション	医療法人 泰人会 八戸市新井田西二丁目一の二五	平成二六・一・二七	平成二六・二・二九
合同会社 スの企画	十和田市穂並町三の二	訪問介護	ケアサービスセンター 十和田市穂並町三の二	二六・一・一九	"
社会福祉法人 仁正会	三戸郡三戸町大字同心町字諏訪内一〇	通所介護	老人デイサービスセンター 三戸郡三戸町大字同心町字諏訪内一〇	二六・一・二〇	二六・三・三三
株式会社 フアーマ	東京都世田谷区代沢五丁目二の二	居宅療養管理指導	しんまち薬局 〇むつ市新町一	二六・三・三三	二六・一・三三
佐藤雄大	弘前市大字富田一三丁目一〇の二	居宅療養管理指導	弘前市大字富田三丁目一〇の二	二六・一・二五	二七・三・二七

青森県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所
	名称	名称
名称又は主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	所在地
医療法人 泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五
新井田クリニクス 居宅介護支援センター	八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五
届出の年月日	平成二六・一・二七	平成二六・一・二七
廃止の年月日		平成二六・二・元

青森県告示第百六十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は主たる事務所の所在地	指定介護療養型医療施設の設置者	介護療養型医療施設
	名称又は主たる事務所の所在地	名称
名称又は主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	所在地
医療法人 白生会	五所川原市字旭町二〇の六	五所川原市字中一平井町一四二の
医療法人 白生会 胃腸病院	五所川原市字中一平井町一四二の	五所川原市字中一平井町一四二の
届出の年月日	平成二六・一・二五	平成二六・二・元
辞退の年月日		平成二六・二・元

青森県告示第百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は主たる事務所の所在地	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所
	名称又は主たる事務所の所在地	名称	名称
名称又は主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	所在地	所在地
医療法人 泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	介護予防シロリハビオン	八戸市新井田西二丁目一の二五
合同会社 スの企画	十和田市穂並町三の二	介護予防訪問	十和田市穂並町三の二
株式会社 ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目二の	介護予防居宅管理指導	むつ市新町一〇の一
佐藤雄大	弘前市大字富田一三丁目一〇の二	介護予防居宅管理指導	弘前市大字富田一三丁目一〇の二
届出の年月日	平成二六・一・二七	平成二六・二・三	平成二六・一・二九
廃止の年月日	平成二六・二・元	平成二六・二・三	"

青森県告示第百七十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定年月日	認定期限
一般社団法人愛成会 弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成六・四・一	平成三・三・三
医療法人青仁会 青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	平成六・四・一	平成三・三・三
社会医療法人 松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	平成六・四・一	平成三・三・三

青森県告示第百七十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限

青森県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

社会医療法人 松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	平成六・四・一	平成三・三・三
医療法人青仁会 青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	平成六・四・一	平成三・三・三
一般社団法人愛成会 弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成六・四・一	平成三・三・三

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
1	県道	吹上金屋黒石線	平川市新館後野八〇の一から平川市町居山元二二九の一まで
2	県道	相馬常盤野線	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元二一八の二から中津軽郡西目屋村大字大秋字沢田六五の五一まで

変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	四・九〇メートルから	八三一・六〇メートル	
後	一・五〇メートルから	八三一・六〇メートル	
前	三・三〇メートルから	一、一四五・五〇メートル	
後	一・〇〇メートルから	一、一四五・五〇メートル	

3	県道	町居平賀停車場線	平川市町居山元九七の一から 平川市町居山元九七の一まで
後	前	二七・六〇メートルから 一三・一〇メートルまで	二七・六〇メートルから 一三・一〇メートルまで
二〇・七〇メートルまで	一一・六〇メートル	一一・六〇メートル	一一・六〇メートル

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三三の五一	畑	六三四
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三三の五二	畑	八二
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山二六の一	畑	一四、三三六
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山一八	畑	一五、〇三三
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山一九	畑	二一、三〇七
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三〇	畑	七、七六二
三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三一	畑	九、三七七

三戸郡五戸町大字倉石石沢字柴山三一	畑	一一、五八六
-------------------	---	--------

二 申請に係る農地の利用の現況
現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
平成二八年四月	五年	〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年三月二十三日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類
北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

市町村名	大字名	字名
東 津 軽 村 郡 蓬 田 村	蓬 田	蓬 田 山

四 立ち入ろうとする期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬郷土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月九日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	----------------------------

理事	福島 彰	弘前市大字駒越字高田一の一の三	平成 二六・三 一就任
理事	佐藤 修一	大字真土字東川二四一	〃
理事	木村 久榮	大字一町田字浅井四七二の一	〃
理事	花田 昇	大字熊嶋字豊田二六八の一	〃
理事	高谷 正徳	大字高屋字安田一七六の一	〃
理事	小山内 保	大字土堂字長瀬八三	〃
理事	佐藤 克郎	大字藤代四丁目二の六	〃
理事	石戸谷 久	大字浜の町東五丁目一の一	〃
理事	石戸谷 満	大字浜の町東五丁目三の八	〃
理事	笹 慎一	大字蒔苗字福岡六の一	〃
理事	齊藤 秀明	大字一町田字村元六六一の一	〃
理事	花澤 善則	大字高屋字本宮五三二の一	〃
理事	五十嵐 昇	大字石渡三丁目一の一の七	〃
理事	福島 彰	大字駒越字高田一の一の三	〃
理事	佐藤 修一	大字真土字東川二四一	〃
理事	木村 久榮	大字一町田字浅井四七二の一	〃
理事	花田 昇	大字熊嶋字豊田二六八の一	〃
理事	齋藤 健作	大字高屋字本宮四八三の一	〃
理事	小山内 保	大字土堂字長瀬八三	〃
理事	佐藤 克郎	大字藤代四丁目二の六	〃
理事	吉崎 金男	大字外瀬一丁目七の二	〃
理事	大瀬 豊	大字船水三丁目一の一の二五	〃
理事	笹 慎一	大字蒔苗字福岡六の一	〃
理事	齊藤 秀明	大字一町田字村元六六一の一	〃
理事	山本 勝義	大字土堂字長瀬七三の二	〃
理事	五十嵐 昇	大字石渡三丁目一の一の七	〃

雑 報

平成28年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成28年 3月 9日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長 宇都宮 久俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成28年10月 8日（土曜日）午後 1時30分から午後 3時30分まで

(2) 場所

青森県観光物産館アスパム（青森市安方一丁目1番40号）

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成28年 5月16日（月曜日）から 6月27日（月曜日）まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。）

3 公益社団法人調理技術技能センター

3 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

平成28年 5月16日（月曜日）から 6月27日（月曜日）まで（同日消印有効）

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

(2) 団体窓口受付（5名以上で、電話連絡が必要）

平成28年 5月16日（月曜日）から 6月27日（月曜日）までの平日の午前 9時から午後 5時まで

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者（中学校卒業以上の者）

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務（原則週4日以上かつ1日6時間以上）に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成28年11月30日（水曜日）

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板

青森県庁東側掲示板及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板（県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。）

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03 (3667) 1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017 (734) 9213

(発行所・発行人)

青森県健康福祉部

(印刷所・販売人)

青森市第一問屋町一丁目番七十七号

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口二枚二行十五円四十四銭

第4120号

青森県

平成28年3月9日 水曜日

青森県健康福祉部

青森市第一問屋町一丁目番七十七号

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口二枚二行十五円四十四銭